

(株)扇島パワー 扇島パワーステーション環境影響評価書 に係る確定通知について

平成18年11月28日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

当省は、扇島パワーステーション環境影響評価書(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、(株)扇島パワーに対し、本日、変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。

このため、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書(写)を環境大臣あて送付する一方、確定通知を受けた(株)扇島パワーは、同条第2項の規定に基づき神奈川県知事、東京都知事、横浜市長、川崎市長及び大田区長に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1ヶ月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価方法書受理	平成16年 1月22日
住民等意見の概要受理	平成16年 3月24日
知 事 意 見 受 理	平成16年 6月21日(神奈川県) 平成16年 5月26日(東京都)
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成16年 7月13日
環境影響評価準備書受理	平成18年 2月 2日
住民等意見の概要受理	平成18年 4月19日
知 事 意 見 受 理	平成18年 8月 4日(神奈川県) 平成18年 7月31日(東京都)
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成18年10月16日
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成18年10月25日
環 境 影 響 評 価 書 受 理	平成18年11月 1日

問合せ先：電力安全課 吉田、金子
電話 03-3501-1742 (直通)
03-3501-1511 (代表)
4921 (内線)